第四条第一項第二号の二を削る。

第九条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としない。

一　実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者

二　企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

第十一条中「とき、」の下に「第五号に該当するに至ったとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）」を加え、同条第六号を次のように改める。

六　企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者となったとき。

第十五条第一項第一号中「企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の」を削り、「第十一条第二号」を「第十一条各号（第一号及び第三号を除く。）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十三条第一項中「あった者」の下に「（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。）」を削り、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、企業型年金加入者であった者であって六十歳以上七十五歳未満のものは、通算加入者等期間を有しない場合であっても、企業型年金加入者となった日その他の厚生労働省令で定める日から起算して五年を経過した日から企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

第三十四条中「企業型年金加入者」の下に「又は企業型年金加入者」を加える。

第五十四条の六中「資産管理運用機関等」の下に「、企業年金連合会」を加え、第二章第八節中同条を第五十四条の七とし、第五十四条の五を第五十四条の六とし、第五十四条の四の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換）

第五十四条の五　企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、第十五条第一項第一号に規定する企業型年金運用指図者を除く。）は、企業年金連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

２　企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があったときは、企業年金連合会に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

第六十二条第一項第二号中「六十歳未満の厚生年金保険の被保険者」を「国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者」に、「（第三項第七号）」を「（第四項第六号）」に改め、同項に次の一号を加える。

四　国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。）

第六十二条第四項中「さかのぼって」を「遡って」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五号」を「第四号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

七　個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者となったとき。

八　第二項第二号に掲げる者となったとき。

第六十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、個人型年金加入者としない。

一　個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

二　国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権を有する者

第六十四条第一項中「第六十二条第三項各号」を「第六十二条第四項各号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第五項中「第六十二条第四項」を「第六十二条第五項」に改める。

第六十八条の二第一項中「使用する第一号厚生年金被保険者」の下に「（第六十二条第二項各号に該当する者を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第六十九条中「又は第三号加入者」を「、第三号加入者」に、「の区別」を「又は第四号加入者（個人型年金加入者であって、同項第四号に掲げるものをいう。）の区別」に、「及び国民年金基金の掛金の額」を「、国民年金基金の掛金の額、企業型年金加入者又は確定給付企業年金の加入者の資格の有無等」に改める。

第七十四条の二の見出しを「（脱退一時金相当額等又は残余財産の移換）」に改め、同条第一項中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産（確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加え、「期間のうち」を「期間（当該個人型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）として」に改める。

第七十四条の三（見出しを含む。）中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加える。

第七十四条の五中「及び」の下に「残余財産並びに」を加える。

第八十三条第一項各号及び第八十四条第一項中「第五十四条の四」の下に「、第五十四条の五」を加える。

第百十一条中「厚生労働大臣」の下に「又は厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（厚生労働大臣を除く。）」を、「係る」の下に「厚生年金保険又は」を加える。

附則第二条の二第一項中「であった者」の下に「又は第一号及び第三号並びに次条第一項各号（第七号を除く。）のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者」を加える。

附則第三条第一項第一号中「保険料免除者」を「六十歳未満」に改め、同項中第五号を削り、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二　企業型年金加入者でないこと。

三　第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。

四　国民年金法附則第五条第一項第三号に掲げる者に該当しないこと。

第二十三条　確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第三条第三項第七号の三及び第四条第五項を削る。

第五条第三項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「とあるのは「第一号等厚生年金被保険者」を「とあるのは、「第一号等厚生年金被保険者」に改め、「、同条第五項中「について」とあるのは「について当該事項に係る」と」を削る。

第二十七条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等に係る掛金の拠出の状況その他の厚生労働省令で定める事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより、当該企業型年金加入者等が閲覧することができる状態に置かなければならない。

第四十六条第三項中「、第三項及び第五項」を「及び第三項」に改める。

第六十二条第一項第二号中「企業型年金加入者（企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型年金等対象者」を「企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型掛金拠出者等」に改め、同条第四項中「初日と」の下に「し、第六号（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に限る。）に該当するに至ったときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日と」を加え、同項第六号中「企業型年金等対象者」を「企業型掛金拠出者等」に改める。

第六十九条中「有無」の下に「、事業主掛金の額」を加える。